

令和7年白老町議会議会運営委員会会議録

令和7年11月18日（火曜日）

開 会 午前10時00分

閉 会 午前10時59分

○会議に付した事件

協議事項

1. 第6次議会改革について
2. 議会BCP（業務継続計画）の策定について
3. その他

○出席委員（5名）

委員長 佐藤雄大君
委員 水口光盛君
委員 飛島宣親君
委員外議員 西田祐子君
議長 小西秀延君

副委員長 前田弘幹君
委員 氏家裕治君
委員外議員 貳又聖規君
副議長 広地紀彰君

○欠席委員（なし）

○職務のため出席した事務局職員

事務局 長 本間弘樹君
主 幹 小山内恵君

◎開会の宣告

○委員長（佐藤雄大君） ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

○委員長（佐藤雄大君） それではただいまから議会運営委員会を開会いたします。

本日の協議事項についてです。1点目、第6次議会改革について、議会基本条例について。2点目、議会BCP（業務継続計画）の策定について。3点目、その他について（1）議会費（議員報酬等）の補正予算について、（2）議会費（議会運営経費）の補正予算について、（3）総務費（監査委員経費）の補正予算についてとなっております。

それでは冒頭に、白老町議会の改革の歩みということで資料がありますが、こちらのモニターにも映しますので、先に説明を30分少々お付き合いいただければと思います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時25分

○委員長（佐藤雄大君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

議会基本条例について、ロゴチャットにて皆様にお知らせしていたのですが、前回の会議では、各会派でそもそも基本条例が何で必要なのかということと逆に何で必要ないのか必要ではない理由があれば、それを各会派でまとめてきてほしいと伝えておりましたので、その状況を各会派の皆さんに伺いたいと思います。

水口委員。

○委員（水口光盛君） 会派みらいです。会派の中で話合いました。まとまったかという、まとまっていません。先輩議員が1人いますが、その方は自治基本条例の第5章議会2節第7条の中で規定しているので、あとは要綱ですとか基準があるので、その中で見直していけばいいのではないかと。条例をつくるのが目的になってはいけないという意見と、あと新人議員2人いますので、その中でもう1人は、議会基本条例はそもそもどういうものだという認識が今のところないので勉強したいと。でも、私は個人的なのですが、議会基本条例は必要だとは思っています。そういう意味も含めて、会派ではまとまっていませんので、明日から会派の視察研修で福島町にお邪魔しまして、議会基本条例を持っていますので、議会改革全般を含めて会派視察で勉強してこようと思っています。ですから、結論的にはまとまっていないということをご報告させていただきます。

○委員長（佐藤雄大君） 氏家委員。

○委員（氏家裕治君） 公明党の氏家です。私も、この自治基本条例の策定の小委員会のメンバーとしてつくってきたことがあるのですが、今委員長から話があったとおりです。協働のまちづくりを主観としたこの自治基本条例、だからそれぞれの町民、行政、議会の役割を明確にしていこうという協働のまちづくりなのです。僕は決してこれは悪いものではないと思うのだけれども、自治基本条例は基本条例でいいのだけれども、要は議会としての基本条例は、結論から言う

うちの会派は必要だと思う。誰のための議会基本条例なのかとなると、これは決して議会だけのものではなくて、町民のためにも必要なものだと、町民のためにこそ必要なものだと僕は思っているのです。まちづくりの主体者は町民でありますけど、代表として私たちが今この場所にいると思うと、これから若い人たちが議会に出て、若い人たちがいますけども、出てこようと思う人たちが議会はどんなことをやっているのだろうと、どういうことを活動しているのだろうということは、私たちは今、運営基準だとか様々なものを見れば分かるわけではないけども、自治基本条例にはここに書いてあるようなことかは分かるかもしれない。でも、もっと分かりやすく議会がこういうことをやるところなのだというのをきちんと明確にしていくことが大事なのではないのかなと思う観点が一つと、協働のまちづくりと言いながらも、町民にどれだけこの自治基本条例というのが浸透しているのかと思うと疑問なところがあります。先ほども言ったけども、まちづくりの主体者は町民でありますから、基本条例をつくったからといって、これは議会だけのものではなくて町民と一緒に作り上げていくもの。僕は一緒に作り上げていくというよりも、町民のためにつくっていくものだと思っているので、そういったことから考えると、今までも出前トークや何かはやってきた話がありました。でも、それは今形を変えて、各常任委員会の分科会という形に変わって積極的にやられているのは皆さんご存じのとおりだと思うし、そういった時代に応じていろいろなやり方が変わってきたかもしれないけども、これからもどんどんそういう活動を進めていくことによって、町民一人一人が主権者、言葉はあまりよくないと思うのだけど、主権者教育とよく言うではないですか。だから、議会も町民も一緒になってまちづくりについての議論のできる一つの基本がこの議会基本条例にあるのではないのかなと思うのです。まずはつくる目的をしっかりとみんなで考えていくということを主にできれば、あとは盛り込んでいくだけです。ある程度出来上がったものを盛り込んでいくのと新しい条文をつけていくだけの話ですから、私はそういった目的感さえしっかりすれば、この議会基本条例はあるべきだなと、うちの会派の考えです。

○委員長（佐藤雄大君） 飛島委員。

○委員（飛島宣親君） 会派しん、飛島です。会派しんでは、現行の基本条例は網羅されて、そのままでいいのではという声もあった一方で、今後の白老の未来を考え、近隣の自治体の条例関係をこれから勉強しながら、そういうのを含めて歩み寄る考えはありますという形にまとまりました。

○委員長（佐藤雄大君） 前田副委員長。

○副委員長（前田弘幹君） 会派ひかりでは、前回も言ったのもう一度お話しさせていただきますけども、自治基本条例が町政全体の理念を示す憲法のような役割であるのに対して、議会基本条例は議会運営を具体的にどう進めるかを定めた実行マニュアルとしての役割を担っている。この条例を議会における最高規範と位置づけることで、今後の議会運営や関連規則の解釈、運用は全てこの条例の理念に沿って行われることになり、改革の一貫性と継続性が担保されるものであると考えます。では、なぜつくるのか。実行マニュアルとしての役割を果たし、議員の構成が変わっても議会の基本姿勢を共有し不断の議会改革、議会運営の継続性を確保するために必要であるものと思います。自治基本条例だけでは、実効性の面から考えると不足している部分がある

のではない。また、議会基本条例制定の方向で、具体的かつ実践的な規定を中心に検討すべきだと考えます。細部については、前回と同様なので割愛させていただきます。

○委員長（佐藤雄大君） オブザーバーの議員の皆様いかがでしょうか。

西田委員外議員。

○委員外議員（西田祐子君） 委員長の許可をいただきましたので言わせていただきます。自治基本条例の中に議会の部分もあるけれども、今まで議会基本条例の話が進まなかった一つの理由で今つらつら過去のことを思い出しますと、先ほど佐藤委員長も説明されましたけど、随分我々の議会はとても早いスピードで改革してきたと思うのです。多分、ほかの自治体ではあり得ないぐらいの速さでいろいろなことに手をつけてやってきました。そういう中で、正直言って議会基本条例がついてこない、その都度入れ込まなければいけない、スピードがついてこなかったという状況が過去においてあったように思うのです。それは、氏家委員も古いから分かると思うのですけども、ただ、今ここまでこうやって改革してきたら、それでは議会基本条例を新たにつくって我々が今まで改革してきたものをきちんと町民の皆さん方に公に出すのも一つの手かなと最近私は考えております。自治基本条例自体は大ざっぱな憲法のようなものですが、議会基本条例は先ほど前田議員もおっしゃっていましたが、具体的にこういうことをやりますということを広く町民の方々に知っていただくためにもつくってもいいのかなと。また、これだけ白老町の議会運営委員会の中で改革してきたものを公にしたほうが白老町議会を広く理解していただけるチャンスにもなるのではないかと最近はそのように感じております。ですから、つくるのであれば、今まで改革してきたものを網羅し、なおかつ白老町議会が進化していくために簡単に直していける仕組みづくりも考えながらつくっていけたら本当に議会基本条例が生きるものになるのではないかなと感じております。

○委員長（佐藤雄大君） 氏家委員。

○委員（氏家裕治君） 氏家です。僕は、決して自治基本条例から議会を外すとか何とかという感覚ではなくて、皆さんここだけ一緒に考えてほしいのですけども、自治基本条例はまちづくりの最高規範に間違いのないのです。うちらがずっとやってきて協働のまちづくりに対しての本当に町の最高規範として定めるべきもの。議会基本条例は、議会の最高規範として定めるべきもの。ですから、別に乖離しているものではなくて、結局議会条項も自治基本条例の中に必要なものは盛り込んでいるでしょうし、ただし議会としての最高規範として条例を今後私たちはどうあるべきなのかを考えていくということで、考え方は統一しておけばいいかと僕は思っているのです。

○委員長（佐藤雄大君） これは、先ほど会派みらいさんからありましたし、会派しんさんからもありましたけれども、調査研究、勉強というものも含めて継続しながら協議を進めていくべきかと考えております。また、今回の意見も踏まえ、あるいは次のタイミングで新たな資料を皆さんに提示させていただいて、それを踏まえて調査研究しながら引き続き進めていければと思いますけれども、皆様いかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤雄大君） また明日、福島町に行くということなので、福島町の議会基本条例、あるいはこういうところを見たいとか、先進事例も含めてこういったことはどうなのだという必

要な資料等ございましたら言っていただければ添付して次回また協議できればと思います。では、皆さんよろしく願いいたします。

それでは2点目、議会のBCPの策定で、災害が続いている現状がございます。資料2から4になっておりますけれども、この災害が続いている現状で、各議員からも議会がしっかりとこの有事の際に何をしているかを決めなければならないのではないかと、そういった声もいろいろ伺っております。また、議会基本条例の中にBCPを設定している自治体もございます。災害は本当に今起こってもおかしくないということなので、早急にこういったことを決めていかなければならないかなと思ひまして、苫小牧市議会と室蘭市議会のBCPを参考にさせていただいて、比較検討資料を事務局に作成していただきました。簡単に概要の説明を局長、お願いいたします。

本間事務局長。

○事務局長（本間弘樹君） まず、このBCPの全国・全道での策定状況を先にお知らせをしたいと思います。昨年の7月1日現在の調査となっておりますけれども、全国で町村が926ございますが、そのうち106の町村議会で策定がされております。割合でいきますと11.4%という策定状況です。道内で行きますと、144町村議会中12町村8.3%という状況です。胆振管内は、町村で策定しているところがありませんので、今回資料としては苫小牧市議会と室蘭市議会の2市を参考にさせていただきました。

資料4を御覧いただきたいと思います。この2市の比較した資料になります。苫小牧市は令和6年11月に策定をしております、室蘭市議会については令和5年11月に改定となっております、古くは令和2年に策定をしたものを令和5年に改定した状況になっています。

大まかな項目で行きますと、まず1番目、BCPとはで、どこのBCPを見てもこの規定を設けていまして、BCPとはこういうものですよという規定でございます。おおむね、どこのまちも同じような内容になっています。

2番目が、BCPの目的・必要性で、苫小牧市のところ見ていただきますと、議会機能の維持と早期回復という部分。それと、市及び関係機関との連携というところが書かれておりまして、同様に室蘭市も同じような記載となっております。

3番目、対象とする災害等で、苫小牧市では災害対策本部設置における第3非常配備、新型インフルエンザ対策本部、国民保護対策本部が設置される災害基準を準用するとなっております、震度5強以上の地震が発生したとき、大津波警報が発表されたとき、苫小牧市の特徴的な部分で樽前山噴火警戒レベル3以上が発表されたときで、室蘭市も地震と大津波警報の発表は同じになっています。噴火の記載はないのですが、室蘭市では大枠で細かい規定はせずに、市内全域にわたり災害が発生し被害が甚大になると予想され、本部長が当該配備を指令したとき、室蘭市も非常配備体制基準、第三種配備が発令されたときBCPは発動しますという規定になっています。細かい規定はせずに、全体の災害を網羅する規定になっています。苫小牧市で特徴的なのでいきますと、感染症の対策、あるいはミサイル攻撃と武力攻撃、そういった有事にも対応するBCPとなっています。

4番目、議会・議員・事務局の役割で書いています。議会の役割としては、ア、議長は市災害対策本部との連絡調整を行う窓口組織として議会災害対策委員会を設置する。執行部が災害等の対応に全力で専念し、応急活動を円滑、迅速に実施できるよう必要な協力・支援を行いますという

ことで、この議会の会議体で言い方はそれぞれのまちで違います。苫小牧市が委員会に対し、室蘭市では災害対策会議という名称になっていますので、名称はそれぞれ任意で問題ないかなと考えます。イ、各会派または議員から提供された地域の被災状況等の情報を収集・整理し、市災害対策本部へ提供すること。ウ、市民等の要望等を踏まえ、必要に応じて関係機関に適時適切に要望活動や市への政策提言等を行い、市の復旧・復興の取組をバックアップすると、こういった役割が、議会の役割として定められています。

次のページ（２）に行きまして、議員の役割です。ア、苫小牧市の地域の一員として市民の安全確保と応急対応に当たり、地域における災害復興支援救援活動や復旧活動に協力・支援を行うということ。イ、必要に応じて地域の被災状況等の情報を議会災害対策委員会へ提供。なお、市本部等をはじめ執行部では、情報収集や応急対応業務に奔走し、混乱状態が予想されるため、議員個人から執行部への問合せは控えますということでございます。大体規定は室蘭市も苫小牧市も、おおむねここまでは同様かなと考えています。

また（３）、議会事務局の役割、そのあと記載されています。ア、発災時、災害等対応業務をまずは優先しますということです。イ、議会对策委員会の設置準備、本部との連絡体制の確保、災害情報を収集・整理し、議会災害対策委員会へ報告する。ウ、所管施設の被害状況確認、被害が確認された場合には必要に応じて、会議室等も代替場所の確保を行う。そういったことが事務局の役割として記載されています。

３ページ行きまして５番目です。災害対策会議の構成員のところですが。苫小牧市は正副議長、議会運営委員会の正副委員長、各会派代表者及び無所属議員で、うちで言えばこの議会運営委員会がそのままこの会議体になろうかと思います。室蘭市はもう少し構成員が少なく、正副議長と議会運営委員長、各会派の会長という構成になっています。役割としては、本会議や委員会がおおむね平常どおり開催できるようになるまでの間、議会としても行う取組は災害対策委員会に一元化するとなっています。災害対策委員会の主な所掌事務がそれぞれ列記されていますけれども、大きな部分でいけば議員の安否確認ですとか災害情報を収集・整理する、市の本部へ伝える。逆に市本部から情報収集を行なって議員に情報提供を行う。国、道に対し関係機関に対する要望活動が主な役割として挙げられております。

それから６項目めです。災害時の行動指針です。細かく中身は説明いたしませんけれども、それぞれ発災から何時間まで、あるいは何日までとそれぞれ規定されています。苫小牧市でいきますと、発災から２４時間頃までで、議会開会中の場合と書かれています。若干期間が、室蘭市は期間が違いまして、発災から３日までではこういった対応をとることで、若干期間の規定に違いがあると思います。それから苫小牧市でいきますと、さらに細かく議会が開会しているとき、議会会期中議場が危険な場合と安全な場合ということで、それぞれまたさらに細分化されていまして、次のページでいきますと、議場が安全な場合は会議を継続しますと書かれています。

次に、（２）の議会会期中で、夜間・休会日の場合です。会期中なのですが、議会が開かれてないときで規定されていまして、室蘭市では、これも一括して会期中、会期外問わず、要は会議をやっているときかやってないときかと、単純に２つ室蘭市は規定をしています。

５ページ目に行ってください、今言った内容で書いています。

6 ページ目です。さらに次のステップとして、初動期発災からおおむね3日経過頃、室蘭市はここが2週間程度で、また期間が若干違うという状況です。室蘭市を見ていただきますと、アといたしまして、災害発生時から活動を継続することで、基本的な流れは発災時からずっと継続していくことで、苫小牧市も室蘭市も同じような考え方なのですけれども、この頃になりますと議会運営の再開について検討を始めることで、苫小牧市、室蘭市それぞれ規定をしております。

7 ページ目に行ってくださいまして、さらに復旧期ということで規定をしています。発災から苫小牧市では、おおむね4日経過以降、室蘭市では2週間以降となっています。見ていただいて分かるとおり、苫小牧市がかなり細分化されている印象です。

8 ページ目に行ってくださいまして、先ほど言った感染症への対応です。苫小牧市だけの規定になっています。

9 ページ目に行ってくださいまして8項目めです。国民保護への対応ということで、弾道ミサイル発射等のJアラートが発令された場合、あるいは武力攻撃災害が発生した場合、これも苫小牧市だけで、室蘭市では細かいここまでの規定にしておりません。

11 ページ目になります。9項目め、連絡体制というところです。大きくは安否確認と災害被災状況の情報共有という部分になりますけれども、両市ともラインワークスを活用する。ラインワークスがメインの情報連絡手段となっております。うちでいうとロゴチャットになろうかと思えますけれども、それが使えない場合には電話、ファクス、あるいは伝言ダイヤルといった規定となっています。

最後12ページになります。10項目め、その他の対応といたしまして、これは両市とも規定されていましたが、防災訓練を年1回やりましょうといったこと。それから、BCPの見直し規定、これがその他の対応として盛り込まれております。

○委員長（佐藤雄大君） 資料に関して質疑等ございますか。

水口委員。

○委員（水口光盛君） 会派みらいです。BCP計画、これは資料の中で白老町独自のBCP計画はあるのですか。あると思うのですが、町全体、行政側の探したのですが、なかなか見当たらなかったの、どこを見ればありますか。それだけ教えてください。

○委員長（佐藤雄大君） 事務局お願いします。

本間事務局長。

○本間局長（本間弘樹君） すいません。今日、物を持ってきていないのですけれども、町全体のBCP計画があると認識しています。

○委員長（佐藤雄大君） 貳又委員外議員。

○委員外議員（貳又聖規君） 貳又でございます。総務の所管ですので、町に確認していただき、町はBCP計画もしっかりあると。今その改定等も考えているということでございます。どこを見れば探せば分かるかは、そこまでは確認をしてないのですが、存在自体は確認してございます。

○委員長（佐藤雄大君） 水口委員。

○委員（水口光盛君） そうですね、BCP計画多分あると思うのです。答弁とか聞いてもあるような。ただ、今、我々議員が確認する中で、その計画がドライブを見ても私は探せなかったの

で、それを1回提供していただいて、そこもし白老町の議会としてつくるのであればリンクするところが多々あるのかなと思って疑問だったので聞いただけなので、次回の会議もしくはドライブに上げていただければと思います。

○委員長（佐藤雄大君） ほか何かございますか。

貳又委員外議員議員。

○委員外議員（貳又聖規君） 今議員から問いかけがありましたが、町の認識としてはBCP計画の町が持っている部分はあくまでも町職員向けということですので、これはいろんなものを自治体・議会の動きも踏まえていますので、議会は議会でもBCPがあるのであれば、それはまた何とか連動しながらになるので、町がつくっている中には議会のことは入っていないところがございます。その現状は確認しております。

○委員長（佐藤雄大君） ほかございますか。

こちら、議会のBCPの必要性も含めて、また今回の苫小牧市議会と室蘭市議会、そして町にもあるBCPを参考にしながら調査して、会派の意見をまとめてきていただいて、次回再度協議するといった形で進めていければと思いますけれども、いかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤雄大君） それでは、そのように進めていきたいと思います。

そのほか、何かBCPについてございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤雄大君） それでは3点目、その他について、全部まとめて一括で事務局からお願いいたします。

本間事務局長。

○事務局長（本間弘樹君） 議会費の補正予算になります。レジュメを御覧いただきたいと思います。

まず1点目、議員報酬等の補正予算で、人事院勧告が昨年に続きまして、また期末手当の増額の勧告がございました。それに合わせまして、期末手当0.05か月分の増で合わせまして17万8,000円の増額を予定しております。

2点目、議会費の議会運営経費の補正です。一つが議会だよりの印刷製本費なのですが、一般質問等のボリュームが増えていることでページ数が増えておりまして、印刷製本費18万5,000円を増額したいと考えております。それから駐車場使用料です。1万3,000円なのですが、新千歳空港の駐車場料金が約3倍に上がっておりまして、この部分も合わせて補正をさせていただきたいと考えております。

3点目が、議会費ではないのですが、7月の機構改革で監査の事務局併任を受けております。その関係でご説明をさせていただきますが、総務費のうち監査委員経費の補正予算で会計年度任用職員を今1人雇用しております。今フルタイムで雇用しているのですが、フルタイムの会計年度職員については総務課で一括して予算を計上していただいているのですが、年明けからパートタイムに切替えたいという本人の希望、体調などがございまして、要は議会事務局、監査の事務局で予算措置が必要になったことで1月以降の報酬分を新たに計上したいということで42万4,000円を計上するものであります。

○委員長（佐藤雄大君） （１）から（３）までの補正予算について何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤雄大君） 冒頭説明が漏れていましたけども、４点目の次回開催について事務局からお願いいたします。

本間事務局長。

○事務局長（本間弘樹君） 次回開催についてです。次回が１１月２７日の木曜日午後１時半から定例会１２月会議の一般質問等についてお諮りをしたいと思います。

それから１２月５日金曜日、議案説明会終了後、同じく定例会１２月会議の議事日程等についてお諮りをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（佐藤雄大君） ４点目の次回開催について何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤雄大君） 全体通して何かある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎閉会の宣告

○委員長（佐藤雄大君） これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。

（午前１０時５９分）